

# Chance Challenge Change

柔軟な発想で試行錯誤し、変化にチャレンジ！

令和3年度  
総合的な探究の時間・ぎふグローバル人材育成推進事業  
岐阜聖徳学園高等学校  
令和3年1月12日 10号

## 1年総合 グループ体験学習「川を汚したのは誰？」



10月23日(土) 第1～2限(総合登校日)に1年生の希望クラスの生徒で、グループ体験学習「川を汚したのは誰？」(アクアワールド水郷パークセンターによるアクティブラーニング教材)を実施しました。

グループで、私たちの暮らしが川にダメージを与えている模擬実験をおこない、日ごろの何気ない

行動が環境に与える影響を体験し、話し合い、発表することを通して、私たちは地球にやさしい暮らし方をするためにどのようなことに気をつけるのが望ましいのかについて、主体的に学び(「知識及び技能」、「学びに向かう力、人間性等」)、さらに、自分の気づいたことを自分の言葉でグループメンバーに伝えることと相手の発言をしっかり聴き、考えること(「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)から得られたことを、今後の環境をテーマとする総合学習における探究活動の参考の1つにすることを目的とします。

また、「人と協力すること」についても考えてみましょう。人と協力するってどういうことでしょうか?それは「人に前向きな声をかけること」ではないでしょうか。そうすれば、人とより良く協力できるようになると思います。ぜひ今回のグループ体験学習を通して、人と協力することはどうということなのかについても考えてみてください。

## アイスブレイキング



ビーチボール地球儀を使ってアイスブレイク。ボールを受け取った手の位置の大陸や海洋などの名前を答えてもらいます。受け取った手の位置が、海洋になることが多くなると思います。実際、地球の表面の3分の2は水で覆われており、およそ14億立方キロメートルの水があります。しかし、川や湖などの私達が利用しやすい状態で存在する水に限ると、その量は約0.01%(10万立方キロメートル)しかありません。私達が実際に使うことができる水

の量は意外と少なく、その貴重な水資源に関して、プラスチックごみ問題など様々な問題が起きています。

## 模擬実験

川の源流から、海にいたるまでの「9つの川の物語」をグループで協力して体験。実際に川に流入する「汚染物質」を綺麗な水に入れていく「模擬実験」をグループ(4～6名程度)に分かれて実施します。その後、どうすれば川は汚れなかったのかをグループで話し合います。

1グループに1つずつきれいな水の入った容器(川)を渡します。1人に1つずつ、その人の役が書いてある紙を渡します。これから話していく川の物語の中に、自分の役が出てきたら、中身を水(川)に入れていきます。

## 川の物語

### ①工事現場



川の上流で、堤防の高さと広さを広げるために土をダンプで運んできて盛土をしたり、掘削してダンプで運んだりする工事がおこなわれました。工事中、大雨が降って土が下流に流されていきました。「土」を水の入った容器に入れる。)

<p>②木</p> 		<p>さらに、川の上流で大雨が降って、上流の木が倒れて流されていきました。（「葉っぱ」を水の入った容器に入れる）</p>
<p>③ピクニック</p> 		<p>休日になると川の近くの公園に多くの人達がピクニックに訪れました。ごみを持ち帰らずにその場に捨てる人達もいて、多くのごみが流されていきました。（ごみに見立てた「小さく切り刻んだ新聞紙」を、水の入った容器に入れる。）</p>
<p>④釣り人</p> 		<p>さらに、多くの釣り人も訪れました。川底に引っ掛かって切れた糸と針などを持ち帰らない釣り人もいて、それらが下流に流されていきました。（「釣り糸」を水の入った容器に入れる。）</p>
<p>⑤農家</p> 		<p>また、川の近くの農家では、野菜が少しでも大きくて形のきれいなものになるほどよく売れるので、つい過剰な量の化学肥料や農薬をまいて、流されていきました。（化学肥料と農薬に見立てた「小麦粉」を水の入った容器に入れる。）</p>
<p>⑥ジュース</p> 		<p>さらに、いくつかの家では缶ジュースを開けて、もういらなくなった残りのジュースをそのまま流してしまいました。（ジュースに見立てた「食紅を混ぜた水」を水の入った容器に入れる。）</p>
<p>⑦せんたく</p> 		<p>また、いくつかの家では汚れた洗濯物をよりきれいにしようといつい過剰な量の洗剤を入れて流してしまいました。（洗濯水に見立てた「液体せっけんを混ぜた水」を水の入った容器に入れる。）</p>
<p>⑧発電所</p> 		<p>また、発電所から排出された煙の中に含まれる酸化物が酸性雨となって川に流入しました。（酸性雨に見立てた「食酢を混ぜた水」を水の入った容器に入れる。<b>※臭いがきついのので注意！</b>）</p>
<p>⑨車</p> 		<p>さらに、車の排気ガスの中に含まれる化学物質も川に流入しました。（汚染物質に見立てた「食酢とコーヒーを混ぜた水」を水の入った容器に入れる。<b>※臭いがきついのので注意！</b>）</p>



## グループでの振り返り

資料1 1年普通科 6組 番 氏名

### グループ体験学習「川を汚したのは誰？」ワークシート

模擬実験の後、なぜ川が汚れたのか、どうすれば川は汚れなかったのか 考えよう。

 工事現場 ・(仕方ない) ・屋外に放置しない	 木 ・(仕方ない) ・流れない所に 置いておく
 ピクニック ・ゴミ袋を持っていく ・ゴミを捨てたから	 釣り人 ・ゴミ袋を持っていく
 農家 ・薬品を使わない	 ジュース ・飲み切る ・中身を捨てるから
 せんたく ・適量を入れる ・過剰に洗剤を入れたから	 発電所 ・燃料を使わない
 車 ・電気自動車	



資料1 1年普通科 6組 番 氏名

### グループ体験学習「川を汚したのは誰？」ワークシート

模擬実験の後、なぜ川が汚れたのか、どうすれば川は汚れなかったのか 考えよう。

 工事現場 ・必要最低限の 土を盛り土として 使う ・大きい石は取り除く	 木 ・落ち葉拾いなど を定期的にする ・その土地の人が 管理する
 ピクニック ・ゴミ袋を用意して きちんと持って帰る ・新聞紙のインクが 汚れた ・使い分けて捨てる	 釣り人 ・魚に食べられた ものは仕方ない けど見つけたら 捨てる ・強化する
 農家 ・なるべく害のない 農薬を使う。 ・人工× 自然◎	 ジュース ・(飲み干す)フットロス 流さない) ぶながる ・色が混ざったから
 せんたく ・適量を使う ・せんたく物の量に よって洗剤の量を 調整する	 発電所 ・発電所側りか 有毒ガスを出さない ように努力する ・浄水する装置を リ周辺に置く
 車 ・エコカーにする (電気自動車や 水素自動車) ・歩くか自転車	<p style="text-align: center;"><u>混ぜるな危険!</u></p>

# 個人での振り返り

## グループ体験学習「川を汚したのは誰？」振り返りシート

グループの協力のあり方について、振り返ろう。

1 このグループワークで、あなたは、日ごろから地球にやさしい暮らし方のためにどんなことに気をつけるのが望ましいのか、主体的に学ぶことができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

ごみを捨てることは、世の中が変ってしまうことがあった。土やジュースなどを入れた時、自分は罫紙だと予想していましたが、予想通りという間に透明ではなくなり驚きました。この時、僕はそれをただ捨てておこなうに変わるのかと思いました。

2 このグループワークで、あなたは、自分の気づいたことを自分の言葉でグループメンバーに伝えること、相手の発言をしっかり聞き、考えることができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

相手の発言で聞いた時に、自分がまだわからなかったところから分かって、すごく興味深くなりました。

3 このワークを通して、地球環境にやさしい暮らし方のために、どのようなことを心掛けるとよいと気づきましたか。

ごみを捨てる時の中が変ってしまうので、捨てるものだけは捨てる、その他はリサイクルしたり再利用したりしていきたいです。自分は今、ペットボトルキャップを集めているのでそれを今後継続していきたいです。

4 しっかり話し合いをする中で気づいたことで、今後の授業や学校生活に活かせることはありますか。それはどんなことですか。

グループで話し合いすると、とても楽しいので、もっと周りの人々と話してみたいです。内容は難しくても、しっかりグループで話し合いをすれば盛り上がるので、より楽しくなるかなと思いました。また今のグループで話し合いをしたいです。

## グループ体験学習「川を汚したのは誰？」振り返りシート

グループの協力のあり方について、振り返ろう。

1 このグループワークで、あなたは、日ごろから地球にやさしい暮らし方のためにどんなことに気をつけるのが望ましいのか、主体的に学ぶことができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

自ら積極的に考えを出すことができたから。  
 それからみんなよく意見を出したから。

2 このグループワークで、あなたは、自分の気づいたことを自分の言葉でグループメンバーに伝えること、相手の発言をしっかり聞き、考えることができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

書記として他の人たちの意見をまとめ、  
 「次は〇〇さんと話題をふっていったから。」

3 このワークを通して、地球環境にやさしい暮らし方のために、どのようなことを心掛けるとよいと気づきましたか。

・なんでも適量を心掛けること。  
 ・企業側など、1個人では解決できないことがあるから世界一一致団結していかねばならないということ。

4 しっかり話し合いをする中で気づいたことで、今後の授業や学校生活に活かせることはありますか。それはどんなことですか。

・ポイ捨てをしない。  
 ・説明の通りの量にし、物によって調整すること。

## グループ体験学習「川を汚したのは誰？」振り返りシート

グループの協力のあり方について、振り返ろう。

1 このグループワークで、あなたは、日ごろから地球にやさしい暮らし方のためにどんなことに気をつけるのが望ましいのか、主体的に学ぶことができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

このようにして川や海の水が汚れているのを見て考えが  
 深くなったから。改善するのを見て考えが深くなった。

2 このグループワークで、あなたは、自分の気づいたことを自分の言葉でグループメンバーに伝えること、相手の発言をしっかり聞き、考えることができましたか。

1—2—3—4—5—6  
 全くできなかった 充分できた

その理由は、

自分の意見も大切だけれど他の人は自分とは違う  
 意見を持っているから。

3 このワークを通して、地球環境にやさしい暮らし方のために、どのようなことを心掛けるとよいと気づきましたか。

使い終わりに注意したり、飲んだ後の飲み残しは  
 しっかりあり、たり適切に場所に入れておくなど  
 自分のちょっとした行動で環境がよくなることを  
 知りました。

4 しっかり話し合いをする中で気づいたことで、今後の授業や学校生活に活かせることはありますか。それはどんなことですか。

1人1人持つ意見は全く違うから意見が多いと楽しい  
 と思った。

## 3年総合 インターネットトラブルに関する講演



3年生は体育館にて、「インターネットによる消費者トラブルの実例と対処法」について、弁護士の奥田啓祐先生にお話をして頂きました。

前半で「契約」についての基本的なことを確認し、後半ではインターネットにまつわる消費者トラブルの実例とその対処法を紹介していきます。

### 「契約」とは

- ◆ 「契約」とは、法的な責任（拘束力）を生じさせる約束事のこと。
- ◆ 人と人、人と企業、企業と企業とが関わる場面で、お互いに何をどうするのか（お互いの権利と義務）について前もって決めた約束事のこと。

重要なポイントとしては、「権利」と「義務」というものが発生するということです。「権利」は何かをできること、してもらえること。「義務」は何かをしなければいけない、してあげることと教えてください。

### コンビニでアイスクリームを買う場合で考えてみると・・・

意思の合致

(契約の成立)

〈消費者 (買う側)〉

権利：商品を受け取る

義務：お金を払う



〈企業 (売る側)〉

義務：商品を渡す

権利：代金を受け取る

コンビニでは、アイスクリームを100円の代金で、「買います・売ります」という「申込み」と「承諾」の意思の合致があることで売買契約が成立しています。つまり、「申込み」と「承諾」の意思の合致が、契約が成立するということになります。

### 「契約」についての疑問

- 約束（義務）を守ってもらえなかったらどうなる？ →民事裁判などの方法で実現できる！
- 契約書は必要なの？ →口約束でも成立する！
- 一度「契約」が成立したら絶対に守らなければいけないの？ →その契約は本当に合意したと言える？「クーリング・オフ」「解除」って聞いたことある？  
「未成年者取消権」とは？



### 「未成年者取消権」について

法律（民法）のルールとして、「未成年取消権」が定められています。

- 未成年者が契約をする場合には、親の同意を得なければならない。
- 親の同意がない場合、その契約は後から取り消すことができる。
- ただし、お小遣い程度の金額の場合、自分はもう成人しているとか、親が同意しているとウソをついた場合、親が代金を支払った場合…などは取り消しができません。

### 未成年者がした契約の取消権の例



未成年者が親のクレジットカード等を使ってスマホゲームで課金をたくさんしてしまい、後から高額な代金を請求されるケースで、未成年取消権は使えるのでしょうか？

基本的には未成年者取消権を使えますが、親のクレジットカードを使っているという点がネックにもなる場合もあります。相手の業者からすれば「子どもが勝手に使ったかどうかはわからないし、関係ない」ということで「返金はできない」と対応されてしまうこともあります。親名義のカードである以上、親の同意なく子どもが勝手に使ったことを立証することは容易ではないからです。

なので、最初から親のクレジットカードを勝手に使わないこと、使い過ぎないことが大切です。

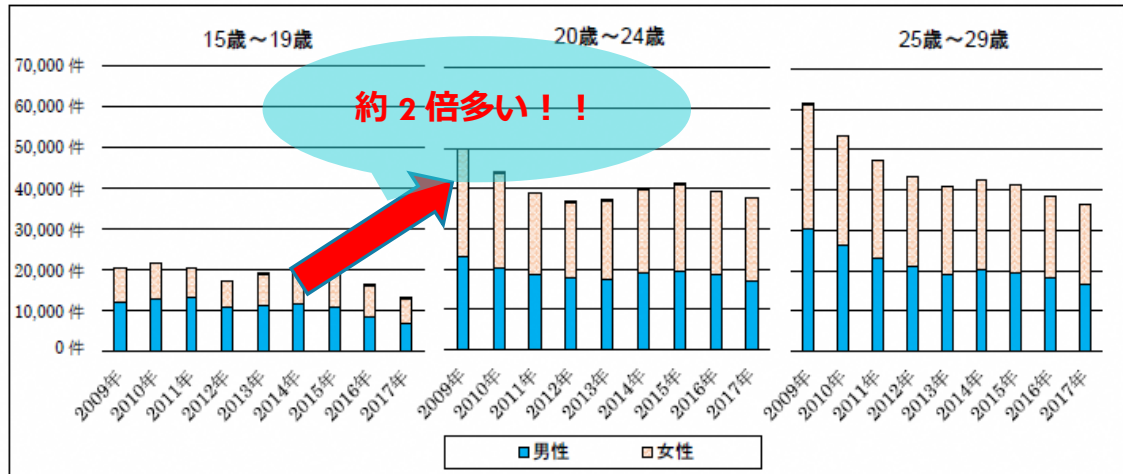
### 「未成年」って？

現在：20歳で成年とする。→【民法改正】2022年4月1日～：18歳で成年とする。

現在高校生の人たちに直接関わるので知ってほしいことですが、2022年4月より「成年年齢引下げ」の改正法が施行され、18歳で成年となります。「成年」になると、親の同意無く自分

一人で自由に契約ができるようになり、スマホやクレジットカード、アパートなどの契約が自分一人でできます。しかし、成年になることで「未成年取消権」は使えなくなるため、自分がした契約に責任を持つことになり、消費者トラブルに巻き込まれる人も多くなりますので注意してください

図 1-1 契約当事者年齢が 15 歳～29 歳の相談件数



## 知っておこう！—消費者を守る法律—

【民法の原則】として、いったん契約が成立するとそれを守らなければならない、一方的に契約を取り止めたり変更することはできません。しかし、消費者を守る法律として下記があるので覚えておきましょう。

- ◆ 特定商取引法：クーリング・オフ
- ◆ 消費者契約法：（契約の）取消権

### 特定商取引法：クーリング・オフ

特定商取引法が定める「ある種類の取引」であれば、契約書等を受け取った日から（受け取った日を含めて）8日間 or 20日間（取引の種類による）の期間は、無理由・無条件で契約の解約（申込みの撤回）ができます。クーリングオフが使える契約かどうかは専門の知識を持っている人（消費生活センターの相談員の方や弁護士など）に相談しましょう。

取引類型	内容	クーリング・オフ期間	中途解約
訪問販売	自宅や喫茶店等の店舗外での販売等	8日間	
	キャッチセールス		
	アポイントメントセールス		
電話勧誘販売	資格商法等 一定の方法で電話をかけさせる方法	8日間	
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間	○
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、外国語会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間	○
業務提供誘引販売	内職商法	20日間	
	モニター商法等		
訪問購入	貴金属等の押し買い等	8日間	

### 消費者契約法：（契約の）取消権

「（消費者契約の）取消権」は、消費者契約法が定める「不当な勧誘行為」があれば（不当勧誘であることを知った時等から）1年間は契約の取消しができます。

契約を取り消せる不当な勧誘行為	例
不実告知	うその勧誘
断定的判断の提供	絶対に〇〇です。
不利益事実の不告知	有利なことだけ伝え、都合の悪いことは言わない
不退去	契約するまで帰らない。
退去妨害・監禁	契約するまで帰らせてもらえない。
不安をあおる告知	就職活動中の学生に対し、「このままでは就職できない。このセミナーを受けることが必要」とセミナーの受講を勧誘
恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用	デート商法。「契約してくれなければ関係が終わる。」と勧誘
加齢等による判断力の低下の不当な利用	高齢等で判断力が低下している人に対し、健康上の不安をあおるなどし、健康食品を購入させる。
霊感等による知見を用いた告知	あなたには悪霊が・・・この水晶を購入すれば悪霊は・・・などと不安をあおって購入させる。
契約締結前に債務の内容を実施する場合	注文を受ける前に、売買対象の自動車にカーナビをつけてしまい、もうつけてしまったからなどと困惑させて契約させる。

### 「インターネットによる消費者トラブルの実例と対処法」

#### 不当請求・ワンクリック詐欺



スマートフォン（インターネット）でとあるサイトにアクセスして「無料画像公開中！」と表示された画像をクリックしたら会員登録が完了しました。「10万円をお支払いください！」と表示された！

- そもそも契約が成立したっていいえるのか？→細かい具体的な条件も分からないまま画像や URL をクリックしただけの行為は「申込み」とはいえない。

- 申込内容の確認画面の表示が不十分な場合、契約を取り消すことができる場合があります。

あわてて業者に連絡せずには相談を！！

#### アポイントメントセールス（訪問販売）

「おめでとうございます！あなたは当選しました！」等と電話や SNS 上で勧誘され、店舗に行ってみると電話で聞いてなかった契約の話がされ、たくさんの店員に囲まれて契約しないと帰れない状況に…

## キャッチセールス (訪問販売)

アンケートをお願いしたいのですが、あなたならモデルになれますよ！などと言って事務所に連れていかれ勧誘される

### 訪問販売

アポイントメントセールスもキャッチセールスも「訪問販売」の一種とされており、共通点は「不意打ち的な状況で考える余裕もないまま」契約を迫られる。→**クーリング・オフが使えます。**

また、店舗や事務所で取り囲み、契約をしないと帰らせないような状況に追い込んで困惑させている。→**消費者契約法の取消権も使える！**最近、恋愛感情を抱かせ弱みに付け込んで勧誘する「デート商法」という手口もある。

## ネットショッピング (通信販売)

ネットショッピングで「ダイエットサプリメント初回お試し価格 100円」とあり1回使ってみようと思い購入したら「6か月間の定期購入の商品で、2か月目以降は5000円です。」と言われた。→

**「通信販売」ではクーリング・オフが使えない！**（原則一定期間返品できるが、特約がある場合にはその内容に要注意！）中でも「定期購入」が条件となっている契約では、定期購入であることや2回目以降の代金がわかりにくく書かれていることもあるので契約内容に注意しましょう！

## フリマサービス (不正取引)

デジタルプラットフォーム（ネットショッピングやネットオークション）でイベントのチケットなどが不当な高値で大量に販売されたりなどの問題が多発したため法律ができました。個人間の取引では商品の品質や安全性、法律やサイト運営者が定めた利用規約に違反した不正な取引でないか注意しましょう！（チケット不正転売禁止法）

## 副業・内職商法

サイドビジネスで副業収入が得られるとあおり、高額な商品の売付け→クーリング・オフや取消権が使える可能性があるが、相手の連絡先が不明だったり、架空の会社であったりも！



## マルチ商法 (ネットワークビジネス)

友人から紹介されたAから「仮想通貨で儲けることができる。そのためには100万円が必要」と言われ、消費者金融で借りることを勧められた。言われるまま借金してAに渡し、「1人勧誘すれば40万円が入る。3人誘えば元が取れる」と説明された。その後音沙汰がなく負債だけ残った。→**マルチ商法**



**(連鎖販売取引) に該当するのでクーリング・オフはできそう**だが、手元にはAの身元を明かすものがなにもないため、どこの誰か分からない人から100万円を返してもらうのは簡単なことではない。

## フィッシング詐欺

メール・ショートメッセージやSNSのDM機能等を使い、実在する金融機関やショッピングサイト、クレジットカード会社等からのメッセージであるかのように装って偽のページにアクセスするように誘導した上で、もっともらしい理由で、住所、氏名、電話番号、暗証番号、パスワード・ID等の個人情報を入力させて、不正に取得する。その情報をもとに、その人になりすまして取引や金銭・商品を取得し、本人に損害を被らせるというもの

- 身近によく使うサイトやサービスを装うため、信じ込みやすいから要注意！**
- まず自分の個人情報を守る意識を持ちましょう！**
- メールの送信者欄を信用しない！**
- 送られてきたURLに安易にアクセスしない！**

## 消費者被害に遭わないために

- **「うまい話」はそうそうありません！**必要な契約をよく考えて、きっぱり断りましょう！
- ネットの広告や書込みやSNSで知り合った人の説明が本当に怪しくないかチェックをしましょう！**自分だけで安易に判断せず、信頼できる人に相談しましょう**
- 楽しく儲けたい気持ち、恋愛感情、自己啓発等消費者心理に付け込んだ**snsやアプリ等を使った勧誘に要注意！**足が付きにくい連絡手段への誘導も要注意
- 便利で多様なキャッシュレス決済にも要注意！目的や収入の範囲内で使い過ぎないように！また、**不正利用されないよう情報管理にも注意！**パスワード等の管理、セキュリティ対策や補償の有無もチェック。支払に関するメールやレシート等の資料は保存すること。

## 消費者市民社会の実現に向けて

消費者市民社会とは、個々の消費者が、自らの行動が社会、経済、環境に影響を及ぼすことを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画する社会をいいます。



1. 不公正な事業者と取引しない（詐欺集団、ブラック企業、安全性が不十分な商品）
2. 環境、人、地域にやさしい商品を選ぶ（ゴミが出にくい商品、地元の商品）
3. 余計なサービスは断る（過剰な包装や袋は断る）

## 困った時は



**1 8 8** へ電話しましょう。

最寄りの消費生活センターにつながります。